

# 新型コロナウイルス感染防止に向けた取組み

～「新しい生活様式」の実践に向けて～

R2. 6. 1 現在（全面改正）

R2. 7. 1 改定

R2. 7. 20 改定

R2. 7. 27 改定

R2. 8. 7 改定

R2. 9. 1 改定

R2. 10. 1 改定

R2. 11. 24 改定

新型コロナウイルスの感染が拡大し、国は4月7日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発し、兵庫県をはじめとする7都府県を緊急事態措置実施地域とした後、4月16日には京都府をはじめとする6道府県を追加し特定警戒区域とした上で、全都道府県を措置地域としました。さらに、5月4日には措置期間を5月31日まで延長しました。

その後、感染の減少が見られ5月14日に国は特定警戒都道府県8都道府県を除く39県で実施区域から解除し、5月21日にはさらに兵庫県・大阪府・京都府、5月25日には残る東京都をはじめとする5都道県を実施区域から解除し、緊急事態宣言を全面解除する決定をし、段階的に自粛等の緩和に取り組みました。

しかし、自粛等の緩和に伴い再び感染者の増加傾向が見られ、特に6月下旬以降東京都を中心とした関東地域での増加が顕著となって以降、大阪府や周辺府県においても7月下旬から8月にかけて再び感染の増加が見られ9月に入っても依然「感染警戒期」の水準にあったものが、10月下旬から11月にかけてはさらに全国的に急激な拡大を続け、兵庫県では感染レベルを10月28日には「感染増加期」、11月6日には「感染拡大期1」、11月11日には「感染拡大期2」、さらに11月20日には「感染拡大特別期」へと最高レベルまで引き上げられたところです。

この間、伊丹市社会福祉事業団におきましては感染症対策本部を設置し、兵庫県や伊丹市が定める対処方針等に従い対応にあたり、継続して国・県・市の動向を踏まえつつ事業団としての対応を見直していくこととしていたところですが、今般、市内で感染が確認されるなど現下の状況や、兵庫県の対処方針においても社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底が要請されたこと、インフルエンザとの同時流行が懸念されること、一層の感染拡大が続いていることを鑑み改めて強く注意を喚起するものです。

## 1. 対応の期間

令和2年6月1日（月）～当面の間\*

\*兵庫県・伊丹市の対処方針等が見直された時点で随時見直す  
（最新の見直し時点 〈令和2年11月24日〉 に基づく）

## 2. 基本的な取組み

新型コロナウイルス感染の再拡大の傾向が見られるなか、有効な治療方法やワクチンが開発されるまでの間は、感染症の感染防止に向けて長期にわたる地道な取組みが必要

となってくる。

今後、インフルエンザとの同時流行が懸念されるなか、利用者やご家族、職員やその家族が安全に安心して生活を送ることができるよう、改めて「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避や「人との距離の確保」「マスクの着用の徹底」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、国が示す「10のポイント」や「新しい生活様式の実践例 (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式」に掲げる次の項目を再確認し徹底すること。

また、管理者等は職員並びに関係者に改めて周知すること。

- 手洗い・手指消毒、共用部分の定期的消毒の徹底
- 咳エチケットの徹底、マスクの着用
- 暖房を使用している場合でもこまめに換気と適度な保湿
- 身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保
- 3密（密閉・密集・密接）の回避、
- 体温測定・健康チェック

さらに、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が10月23日に政府に提言した「感染リスクが高まる『5つの場面』」に特に気を付けること。

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

### 3. 利用者への対応

利用者への対応をはじめ事業の実施にあたっては、「2. 基本的な取組み」を基本におきながら、以下の事項に留意すること。

- 冬季を迎えインフルエンザの感染に十分留意しつつ、感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を継続する。
  - 「3つの密」(密閉・密集・密接)の発生を避ける
  - 咳エチケットの徹底、熱中症対策には特に留意した上でマスクを着用する
  - 手洗い・手指消毒の徹底
  - 体温測定・健康チェック
  - 非接触型体温計による検温
  - オンライン面会（機器購入のうえ）の実施
  - 共用部分の定期的消毒
  - 身体的距離の確保、飲食時も一定の距離を保つ
  - エアコンを使用する際も換気と適度な保湿に心がける
- 面会者からの感染を防ぐため、面会についてはオンラインを活用して実施する。
- ボランティア等の外部人材による行事、講座並びに実習生の受入れ等については、職員と同様の感染防止対策を厳重に徹底した上で、感染防止を図ることができると認められる場合にのみ実施する。
- 散髪については、感染防止対策を厳重に徹底した上で実施する。
- 委託事業所以外の業者や一般の来客等の来訪については中止し、電話等による対応を基本とする。
- 相談事業所等では、電話等による相談を基本とし、来訪される利用者に対してはビニール等の仕切りによる防護をした上で一定の距離を確保、やむを得ず利用者宅等や出前講座の開催場所等を訪問する際は最小限の人数で時間を限定するなど、感染

防止対策を厳重に徹底する。

- 利用者やご家族、市民と対応する機会がある場合は、国が作成しているマスクの着用・手洗い・消毒や3密を避ける取組み、「新しい生活様式」の実践例などのチラシを活用し、感染拡大防止の啓発を積極的に行う。
- 冬季のインフルエンザ予防接種が10月から実施されていることから、職員を含め利用者への接種を進めること。

#### 4. 職員の対応

国が掲げる「新しい生活様式」の実践例を念頭に、次に掲げる事項を徹底する。

- 職員各自が従前に増して行動抑制と健康管理等次の項目を徹底し、同居家族等に対しても同様の対応を求めた上で、不調を感じた場合は休暇を取得して療養し、速やかに管理者等を通じて総務課に状況を報告すること。

##### □ 基本的事項

- 感染防止のため、引き続き自身・家族の健康管理に努める
- 発熱等風邪症状が認められる場合は、出勤を見合わせ自宅療養する
- 管理者に報告し、年次有給休暇を取得する
- 職員の家族に発熱等風邪症状がある場合も管理者に報告する
- 管理者は、職員の状況を把握の上、振替え等によりシフトの調整をする
- 管理者は、速やかに統括事業管理者に報告する
- 人員確保が難しい事態が発生した場合の超過勤務命令による対応に協力する
- 感染拡大防止の観点から、次の場合を特別休暇の取得対象とすること。  
(取得可能休暇一覧参照)
  - 職員及び契約社員（以下、「職員等」という）が新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるため、検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
  - 職員等又は職員等の親族の症状について、「発熱等受診・相談センター」に相談する状況で、感染拡大防止の観点から、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
  - 職員等の親族のうち、風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校、特別支援学校等（以下、「小学校等」※という）に通う子の世話をする必要のある場合（令和2年12月末まで延長）
  - 新型コロナウイルス感染者発生に伴い臨時休業となった小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった場合（令和2年12月末まで延長）  
※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- 人材が不足するなか日常業務に尽力いただいているところではあるが、疲労の蓄積（易感染性）を避けるため、有給休暇を有効に取得するとともに、一層の業務の効率化に努め、超過勤務命令については必要最低限とすること。
- 各種関係団体等が開催する講演会や研修会への出席については、資格の取得・更新等のために必須になっているものを除き出席は控えるものとし、Web会議ステムを活用した研修の受講に努め、受講後職場内等で配布資料の回覧や必要に応じて伝達研修を行うようにすること。
- 引き続き通勤途上を含め人との接触機会の低減に努めること。
- 冬季のインフルエンザの同時流行を想定し、感染者の発生に備え業務継続計画（BCP）の作成を行い、全事業所、特に入所施設では、職員に感染者が出た時の対応として、実施する必要がある業務を厳選した最小限のサービスを少人数で提供

できる職場体制を確立するとともに、職員は利用者に感染者が出た時の対応の手順を確認しておくこと。

- 感染拡大防止にむけ、勤務中はとりわけ以下の行動を徹底すること。
  - 飛沫感染の防止について  
メール、電話を活用して、取引業者や職員同士の接触機会を減らすとともに、対面時には適切な距離を確保すること。  
人が集まる形での会議等をできる限り回避し、やむを得ず開催する場合には、参加者は必ずマスクを着用し近距離対面での着席は避け社会的距離を確保すること。
  - 暖房を使用している場合における換気の徹底と適度な保湿について  
窓の開閉が可能な場合は、空調を使用している場合であっても窓を開け換気に努めること。この時、複数の窓がある場合は二方向の壁の窓を開放し、窓が一つしかない場合はドアを開けるなど、空気の通り道を確保し換気するとともに適度な保湿を行うこと。
  - 共用物品、機器の消毒について  
共用物品、機器については、適宜消毒すること。
  - 昼食時等の3密（密閉・密集・密接）回避について  
昼食時の休憩場所などでは、密接・密集を避けること。また、テーブルで向かい合っただけの食事や食事をとりながらの会話は飛沫感染のリスクを高めることから避け、時間差を設けて食事をとり、正面に座らない、仕切りを設ける等各職場の状況に応じた工夫をすること。
- 兵庫県・伊丹市方針の外出自粛等の要請に基づき、
  - 感染リスクが高まる「5つの場面」に特に気を付けること。
    - ① 飲酒を伴う懇親会等
    - ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
    - ③ マスクなしでの会話
    - ④ 狭い空間での共同生活
    - ⑤ 居場所の切り替わり
  - 東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往來を自粛すること。高齢者や基礎疾患のある者がいる実家等への年末年始の帰省、行楽地等への旅行をはじめG・O・T・Oキャンペーンの利用についても自粛すること。
  - 毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談すること。
  - 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること。高齢者や基礎疾患のある者は、特に注意すること。
  - 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること。
  - 大声での会話、回し飲みを避けること。
  - 飲食店を利用する場合には、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにすること。
  - 発熱の症状がある場合は、外出を避けること。
  - 発熱が続き、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、かかりつけ医や「発熱等受診・相談センター」（保健所）へ相談すること。特に発

熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談をすること。判断にあたっては、事業団の「新型コロナ感染対策フローチャート（職員が感染疑い）」を参考にする。

- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。
  - 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を推進すること。マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等、特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること。
  - 冬季を迎え暖房を使用する場合でも、室温が極端に下がらない範囲で窓を開けるなど、換気を徹底するとともに適度な保湿を行うこと。
- 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）の個人スマホへのインストールや、兵庫県の新型コロナウイルス追跡システムの利用など、感染経路の特定につながる仕組みを積極的に活用するとともに、自ら日々の行動歴・接触した人を記録し、万が一感染した時の感染経路の解明に備えること。
  - 職員やその家族に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合はもちろん、風邪を罹患した者や花粉症の症状がある者等に対して、職場内外において理不尽な扱いや攻撃的、差別的な言動を行わないこと。
  - 新型コロナウイルス感染防止に向けた業務見直しを契機に、働き方改革への取り組みやサービスの向上に活かすことができるよう、ICT活用の提案など意識して取り組むこと。

以上